

レポート資料作成時の注意事項 (著作権法)

 日本サイバー教育研究所

目次

1. レポート資料作成にあたっての注意
2. 著作物とは？
3. 著作者とは？
4. 著作権とは？
5. その他の権利等
6. 著作物の利用と注意点
7. 引用による利用
8. 基礎演習での資料作成にあたっての注意
9. レポート資料作成で困ったら？

※ より詳しくは、「著作権FAQ」をご参照下さい。

はじめに

以下では、レポート資料を作成する際の著作権上の注意点について、説明します。日常生活では著作権を意識することはあまりありませんので、すぐに理解するのは難しいかと思いますが、基本は単純に「**他人のモノは勝手に使わない**」ということです。

今回押さえて頂きたいポイント

- 1.書籍やHPで公開されている文章や写真は著作権で保護される著作物であり、**原則無断で利用できません**。
- 2.他者の文章や写真を演習で利用する際には、引用するなどして**法律で認められている適切な方法で利用**してください。
- 3.利用が可能か否か判断に迷う場合には**安易に利用**しないでください。

より詳しく著作権を知りたい方、他者の著作物の利用に際して疑問がある場合には、別途大学HPで公開している「**著作権FAQ**」をご参照下さい。

1.レポート資料作成にあたっての注意

書籍や、ホームページ等で公開されている文章、写真、イラスト、ソフトウェアの多くは**著作権**で保護された**著作物**です。権利者に無断でこれらの著作物を利用すると**著作権の侵害**となりますので、利用には十分注意して下さい。

侵害例

- ・ 他人の論文を盗作した場合（または、論文の一部を自己の論説のように利用した場合）
- ・ レポートを装飾するために、他人のホームページに掲載されている写真を無断で使用した場合
- ・ 他人の著作物を引用した際に、引用した著作物にみだりに編集した場合

著作権を侵害した場合、権利者から**損害賠償の支払い**を求められたり、場合によっては**刑事罰**が科されます。

著作権を侵害した場合

差止請求	演習課題を授業で公開できなくなります。
損害賠償請求	権利者から、金銭の支払いを求められます。
刑事罰	懲役刑や罰金が科されます。

2.著作物とは？

著作物とは「**思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」をいいます。

論文や写真、ビデオだけではなく、それが「**思想又は感情の創作的表現**」であれば地図、図面、グラフやコンピュータプログラムなども著作物と認められます。このため、個別具体的に判断するしかなく、「コレは著作物だが、アレは違う」といった定型的な区別をすることができません。「グラフだから使っても大丈夫」といった**安易な判断をすることなく**、基本的に利用するものは全て著作物と考えて**利用には十分注意**してください。

小説、論文、写真、プログラム、図面、
美術作品、音楽、演劇、建築、等

インターネットで公開されている情報

基本的に著作物(無断で使えない)と考える

利用には**十分注意**して下さい

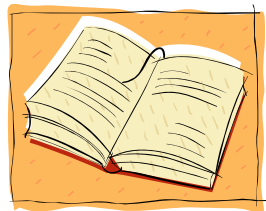
※ 無料で公開されているとしても著作物は無断利用できません。

3. 著作者とは？

著作者とは、**著作物を創作した者**です。著作権法では著作物を創作した者が自動的に著作権の権利者となるのが原則です。（著作者は、著作権と著作者人格権の権利者です。）

また、著作者は**著作権と著作者人格権**の権利者ですが、著作権は他者に譲渡することができるため（著作者人格権は譲渡できません）、**著作者人格権と著作権の権利者が異なることもあります**ので、利用許諾を得る場合には注意が必要です。

論文α



創作

著作者

著作権

（譲渡可能）

著作者人格権

（譲渡不可）

※ その他、以下のような場合には権利者が複数人になります。許諾を**全ての権利者から得る**必要があります。

著作物を複数人で共同で創作した場合 ⇒ 著作物を創作した者全員が著作者です。

海外小説を翻訳した場合 ⇒ 翻訳文については翻訳者も海外小説の著作者も権利を持ちます。

4.著作権とは？（著作権、著作者人格権、保護期間）



日本サイバー教育研究所

著作権とは、**著作物を独占的に利用する権利**ですので、権利者の許諾を得ずに利用することはできません。

著作権	複製	著作物を録音、録画、コピーする権利です。	著作者人格権	公表権	公表時期・方法を決める権利です。（最初の公表に限ります。）
	公衆送信	インターネット等を通じて著作物を配信する権利です。		氏名表示権	名前の表示の可否、表示名を決める権利です。
	翻訳/翻案	著作物の表現を変更する権利です。（翻訳、プログラムの他言語書換）		同一性保持権	著作者の意に反した改変・切除を禁止する権利です。

※ これらは、演習に係る著作権の一部を示したものです。詳しくは「著作権FAQ」をご参照下さい

また、著作権には保護期間があり、**原則著作者の死後50年間保護**されます。ただし、例外もありますので、安易に利用するのは控えて下さい。

保護期間

著作権は原則として、著作者の死後50年間保護されます。
ただし、著作者人格権は著作者の死後も遺族が権利を行使できます。

※ 詳しくは「著作権FAQ」をご参照下さい

5. その他の権利等

著作隣接権

著作者以外にも映画、放送番組、レコード等には実演家、放送事業者、レコード製作者といった権利者(著作隣接権者)がいます。

映画等は著作隣接権で保護されているため、利用する際には**著作隣接権者の許諾**が必要になります。

※ 引用の場合は、利用許諾は不要です。

著作隣接権者	著作隣接権利者の例	権利の対象	禁止される行為(例)
実演家	俳優・歌手・等	映画、演劇、コンサートでの演奏、等	コピー、インターネットでの公開、氏名表示、意に反した改変
レコード製作者	音を最初に固定した者	CD、等	コピー、インターネットでの公開
放送事業者	有線放送事業者	TV放送、ケーブルテレビ	コピー、インターネットでの公開

肖像権、等

人物が写っている写真を利用する場合には、被写体の**肖像権**が問題になります。このような写真を利用する場合には、**被写体の方から許諾を得て下さい**。

また、**撮影禁止の掲示**がされている美術館内で撮影した写真を利用する場合は**美術館から許諾を得て下さい**。

6.著作物の利用と注意点

レポート作成で他者の著作物を利用する場合には、無許諾で利用可能な著作物等を利用するか引用するなどして利用して下さい。これらにあたらぬ場合には、権利者から利用の許諾を得て利用して下さい。

引用

引用の要件(後述)に従い、適切な引用を心がけて下さい。

※ 詳細は出所明示例をご参照ください。

その他、無許諾で利用が可能な場合

保護期間が満了している著作物／法令・告示・訓令／裁判所の判決・決定・命令等／屋外の美術作品を写真撮影して利用する場合／公開して行われた政治上の演説又は陳述等(編集して利用する場合は除く)

※ ただし、**利用に際して注意すべき点があります**ので、詳しくは「著作権FAQ」をご参照下さい

フリーライセンスのコンテンツを利用する場合

フリーライセンスとなっている場合でも、**権利者が利用条件を付しているものがあります**ので、コンテンツが掲載されていたホームページの利用規約、インストール後のフォルダにある「READ ME」テキストなどを確認して下さい。

例:権利者表示が条件 [(c) 2007 JupiterImages Corporation]

6.著作物の利用と注意点

著作権者から利用について許諾を得る場合

具体的な利用方法を示して許諾を得て下さい。

また、口頭で説明するなどして許諾を得ると、後々トラブルの原因になります。電子メールなどでも構いませんので、**書面などの許諾の事実が証明可能な方法で許諾を得てください。**課題提出時に許諾を得ていることを証明する書面(電子メールを含む)の提出を求められることがあります。

なお、権利者から金銭の支払い等を求められた場合、**大学は費用を負担しません**ので、学生各自で費用をご負担頂くか、利用を取りやめて下さい。

権利者から許諾を得る場合

注意事項

※ 具体的な利用方法を示して許諾を得て下さい。

例:提出課題を見せて、大学の演習として他の学生にインターネットから閲覧可能とする点 等

許諾の事実が証明可能な方法で許諾を得て下さい

※ 電子メール、書面等

大学は許諾にかかる費用を負担しません

課題提出時に許諾を得ている旨を証明する書面(電子メールを含む)を大学に提出頂くことがあります。

※ 利用の許諾を得たイラスト等を具体的に示して下さい。

7.引用による利用

引用して利用する場合（引用の際には以下の要件を満たすことが必要です。）

引用の際には、以下の要件を満たすことが必要です。また、引用方法は各分野において様々な慣行がありますので、本資料、著作権FAQをご確認の上、それでも疑問があれば教員に問い合わせして下さい。

1. 公開されている著作物を
2. 自己の論説の補強など必要な範囲で(主従の関係を保ちながら)、
3. 引用したものと自己の論説が一体化しないよう
4. 編集(切除、追加)をしないで
5. 慣行に則った出所の明示をして利用する。

※ 引用する場合、著作者隣接権者からの許諾は不要です。

また、ホームページからの引用や孫引きは、適切な出所明示がされているか、原典から編集が行われていないか、不明確な場合が多いため、原則利用しないでください。

HPからの引用、
孫引き



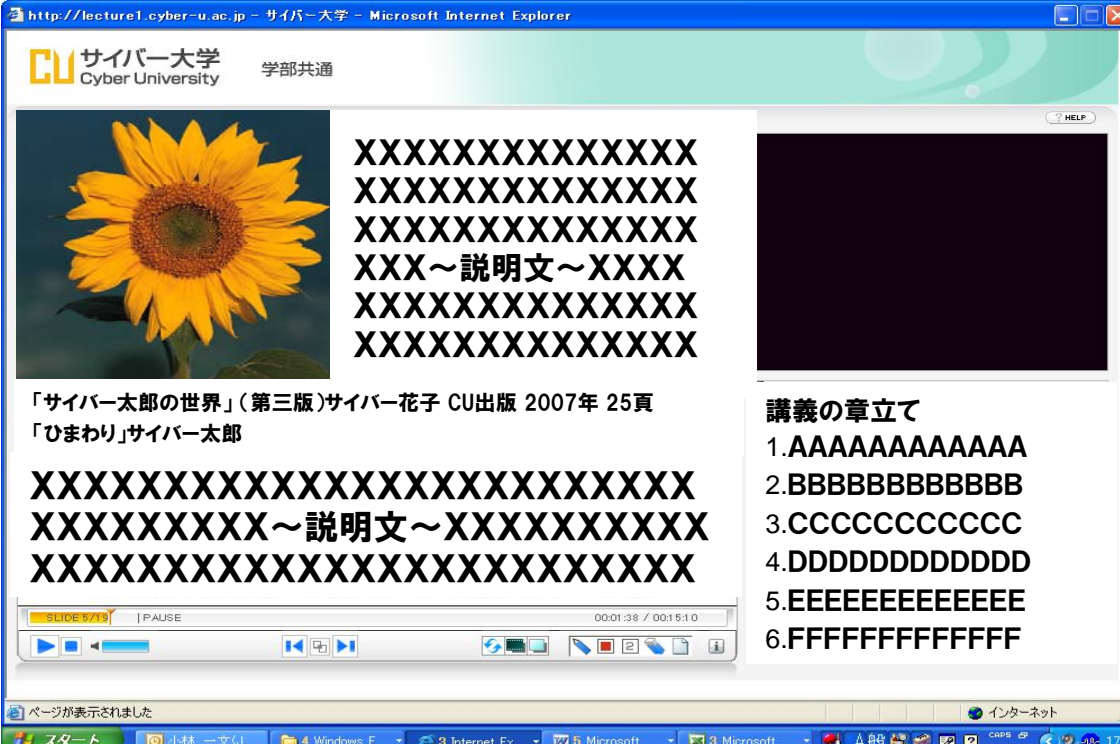
適切な出所明示がされているか？
原典から編集されていないか？

不明確な場合が多いので
原則利用しないで下さい。

7.引用による利用（出所明示例）

著作物を引用して利用する場合の出所明示の例は以下の通りです。

例：「サイバー太郎の世界」サイバー花子 CU出版 2007年(第三版) 25頁からイラストを引用した場合
引用したイラスト及びその作者⇒「ひまわり」サイバー太郎氏



http://lecture1.cyber-u.ac.jp - サイバー大学 - Microsoft Internet Explorer

サイバー大学
Cyber University 学部共通

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXX~説明文~XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

「サイバー太郎の世界」(第三版)サイバー花子 CU出版 2007年 25頁
「ひまわり」サイバー太郎

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX~説明文~XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

講義の章立て

- 1.AAAAAAAAAAAAAA
- 2.BBBBBBBBBBBBBB
- 3.CCCCCCCCCCCC
- 4.DDDDDDDDDDDDD
- 5.EEEEEEEEEEEEEEE
- 6.FFFFFFFFFFFFFFFF

ページが表示されました

- 単に提出課題の飾りとして他者の著作物を利用する場合は引用とはいえません。
- 引用する対象を改変(切除・付加)することはできません。
- 孫引きする場合には、引用した書籍とイラスト等の両方の出所を明示して下さい。

【引用の直後に】
「ひまわり」サイバー太郎 ※1

【欄外等に】
※1 「サイバー太郎の世界」サイバー花子 CU出版
2007年(第三版)25頁

7.引用による利用（出所明示例）

例：「著作権とは」A氏 CU出版 2007年 第三版 25頁から文章を引用する場合

～本文～「XXXXXXXXXXXXX」(A氏「著作権とは」25頁、CU出版社、2007年、第3版)～本文～

～本文～「XXXX(中略)YYYYY」(A氏「著作権とは」25頁、CU出版社、2007年、第3版)～本文～

※ 中略を行う場合は中略であることを明確に示す必要があります。

～本文～「XXXXXXXXXXXX」(原典<表示方法は氏名、頁数、出版社、年、版等> 注1)～本文～
【欄外にA氏「著作権とは」25頁、CU出版社、2007年、第3版】

※ 孫引きをする場合には、原典(孫)と引用した書籍名(子)の両方を明示する必要があります。

赤字＝引用文
青字＝出所明示
茶字＝出所明示
(一次資料の明示)

例：ホームページから文章を引用する場合

～本文～「XXXXXXXXXXXX」(<http://www.●●●●.ne.jp> 2007年4月1日)～本文～

※ ホームページから引用する場合は、日付の記載が必要です。

※ 原則、孫引き、インターネットからの引用は行わないで下さい。

8. 演習での資料作成にあたっての注意

他者の著作物を利用する場合には、引用により利用するか、無許諾で利用できる著作物を利用して下さい。

ただし、教員が認める場合には、権利者から許諾を受けていることを条件としてレポートに他者の著作物を利用することができます。この場合、大学は権利者から許諾を受けている旨を証明する書面(電子メールを含む)の提出を求めています。

(原則)

適切な方法で**引用**して利用して下さい。

無許諾で利用可能な場合に該当するものを利用してください。

(例外)

その他、権利者から許諾を得て利用する場合等

 **必ず教員の許可**を得て下さい。

8. 演習での資料作成にあたっての注意

演習課題を演習で公開することが望ましくないと大学が判断した場合には、**課題の再提出を求めることがあります**。(例外的に、軽微な訂正ですむ場合には大学側で修正することがあります。)

再提出、修正が間に合わない場合には、**大学は演習コンテンツを演習で公開しないことがあります**。この場合、**課題が提出されていないものとして成績を評価しますので、他者の著作物等の利用については十分ご注意下さい**。

提出課題が他者の権利(著作権等)を侵害する場合、またはその虞がある場合

著作物を無断で利用すると…

著作権を侵害しそうな場合等…

権利者から以下の請求を受けることがあります。

損害賠償請求(金銭の支払いを求められます)

差止め請求(提出課題を公開できなくなります)

刑事罰(懲役、罰金を科されます)

大学として以下の対応をとります。

課題の**再提出** (原則)

大学側で**修正** (例外)

再提出、修正が間に合わない場合、等。

大学は提出課題を公開しないことがあります。
(課題未提出扱いになります。)

9.資料作成で困ったら？

資料作成について、引用方法や他者の著作物の利用について疑問があれば本資料、著作権FAQを確認してください。確認後も判断がつかない場合には、原則使用を控えてください。

ただし、レポート作成のためにどうしても利用が必要な場合には教員にご質問下さい。なお、担当教員にご質問いただく際には時間に余裕をもって質問するようにして下さい。

他者の著作物の利用に疑問がある場合

STEP1 本資料、著作権FAQを確認して下さい。

STEP2 著作権FAQ確認後も、利用可能か否か疑問がある場合、原則使用しないで下さい。

STEP3 レポート作成のため、どうしても利用が必要な場合には、担当教員にご相談下さい。

※ 著作権についての情報は、例えば以下のサイトから入手できます。

文化庁	http://www.bunka.go.jp
(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ASK ACCS)	http://www.askaccs.ne.jp/
(社)著作権情報センター	http://www.cric.or.jp/